

地域福祉の推進について

1 社会福祉法等の改正にみる「地域福祉の推進」

(1) 第4条第2項

① 地域住民、② 社会福祉を目的とする事業を営む者及び ③社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、A福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、B社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（ポイント）

ア ①・②・③の三者が相互に協力し、地域福祉の推進に努めなければならない。

イ ここでいう地域福祉の推進とは、AとBの実現である。

(2) 平成28年（2016）地域共生社会の理念

ニッポン一億総活躍プランにおいて以下のとおり閣議決定された。

子供・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。

厚生労働省のホームページから

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

(3) 平成29年（2017）改正

① 地域生活課題という新しい概念が規定された。

第4条第3項

地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（ポイント）

- ア 従来のように個人だけではなく、複合的にその世帯が抱えている課題をとれえ、家族支援を前提にすること。
- イ 地域生活課題には、従来からいわれてきた、福祉や介護、介護予防、保健医療だけではなく、住まい、就労、教育まで広げた概念が示された。
- ウ 社会的孤立や社会参加の機会の確保が地域生活課題として加えられた。

- ② 第6条に国および地方公共団体の責務として、「地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない」と明記された。地域福祉の推進が従来の「三者関係」（第4条）から、「四者関係」（第4条+第6条）というステージに移行した。
- ③ 地域共生社会の実現に向けた取り組みの方向性が示され、地域福祉の理念に加え、地域共生社会の実現に向けて市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定された。（努力義務）

（４）令和２年（２０２０）改正

① 包括的支援体制の整備

第6条第2項

国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

（ポイント）

- ア 行政は地域生活課題を解決していくために包括的支援体制を整備していく。（努力義務）
 - イ 地域包括ケアシステム（高齢者を対象にして、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制）を生かしつつ、これからは年齢にかかわらず、すべての人を対象にした包括的支援体制を構築していく。
- ② 重層的支援体制整備事業
包括的支援体制を具体的に推進していくために令和３年（２０２１）年度から任意事業として施行されている。市町村において、既存の相談支援等の取組みを生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する。
 - ア 相談支援・・・アウトリーチや多機関協働
 - イ 参加支援・・・ボランティアや社会参加の講座、サロンや居場所、あるいは地域行事や祭りなどへの参加など、社会関係と役割を育む
 - ウ 地域づくり・・・交流、参加、学びの機会のコーディネート

2 東郷町社会福祉協議会における「地域福祉の推進」

社協は社会福祉法第109条に規定された地域福祉の推進を目的とした民間組織です。

(1) 社協の実施事業の経過について

平成12年 社会福祉基礎構造改革「措置から契約へ」
介護保険制度、成年後見制度スタート
日常生活自立支援事業実施
平成15年 介護保険制度 ケアマネジャー、ヘルパー、訪問入浴、
デイサービス
障がい者総合支援法 デイサービス、ヘルパー、
作業所
平成18年 地域包括支援センター事業受託
平成20年 リーマンショックでの生活福祉資金貸付業務
平成24年 障がい者相談支援センター事業受託
平成28年 生活支援体制整備事業受託
令和 2年 コロナ禍での生活福祉資金貸付業務

地域福祉係

福祉団体事務局
共同募金事務局
共同募金配分金事業
・いきいきサロン助成
・独居高齢者外出支援事業
・障がい者外出支援事業
福祉教育
ボランティアセンター
くらし資金、生活福祉資金貸付
福祉講演会

(2) これからの社協の活動について

第5次東郷町社協行動指針「目指します 地域で助け合えるネットワーク」

東郷町社協基本理念「みんな👤しゃきょ👤でつな👤👤地域のわ」

(社協の使命)

地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命とする。

(活動の特徴)

- 1 住民のニーズを把握し、そのニーズに立脚した活動を進める。
- 2 一人のニーズから地域全体の課題を考え、住民と一緒に問題解決に取り組む。
- 3 幅広い公私の福祉関係者、多分野と連携・協働する。(プラットフォーム)